

生命共済事業細則 新旧比較対照表

新条文	旧条文
<p>(共済契約の型)</p> <p>第2条 〔中略〕</p> <p>2. 別表第1「共済契約の型」第<u>2</u>項に定める型(以下「先進医療型」といいます。)の共済契約は、この会の実施する定期生命共済(以下「定期生命共済」といいます。)にかかる共済契約のうち、定期生命共済事業規約別表第5「共済契約の種類」第1項に定める65歳以上専用歳満期型の契約(以下「歳満期型契約」といいます。)に付帯して締結できるものとします。</p>	<p>(共済契約の型)</p> <p>第2条 〔中略〕</p> <p>2. 別表第1「共済契約の型」第<u>3</u>項に定める型(以下「先進医療型」といいます。)の共済契約は、この会の実施する定期生命共済(以下「定期生命共済」といいます。)にかかる共済契約のうち、定期生命共済事業規約別表第5「共済契約の種類」第1項に定める65歳以上専用歳満期型の契約(以下「歳満期型契約」といいます。)に付帯して締結できるものとします。</p>
<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第6条 規約第13条(共済契約の申込み)第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面<u>またはこの会の定める電磁的方法により</u>次の各号の内容および申込みを取消す旨を〔削除〕この会に<u>示す</u>ものとします。</p> <p>(1) 共済契約の型 (2) 申込日 (3) 共済契約申込者の氏名および住所 (4) 被共済者の氏名</p>	<p>(共済契約の申込みの撤回)</p> <p>第6条 規約第13条(共済契約の申込み)第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に<u>次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名のうえこの会に提出するもの</u>とします。</p> <p>(1) 共済契約の型 (2) 申込日 (3) 共済契約申込者の氏名および住所 (4) 被共済者の氏名</p>
<p>(複数契約の取扱い)</p> <p>第7条 〔中略〕 〔削除〕</p>	<p>(複数契約の取扱い)</p> <p>第7条 〔中略〕</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、別表第1「共済契約の型」第2項に定めるS1200型またはS3000型の共済契約を締結している場合で、同一の被共済者について歳満期型契約を締結するときは、あわせて先進医療型の共済契約を締結することができるものとします。</u></p>

新条文	旧条文
<p><u>2.</u> この会の実施する学生総合共済（以下、「学生総合共済」といいます。）事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-1型、G1050-1型、G1000-1型、G500-1型またはB1200-1型の契約を締結している場合、同一の被共済者について、先進医療特約が付帯されている型の共済契約を締結することはできません。</p>	<p><u>3.</u> この会の実施する学生総合共済（以下、「学生総合共済」といいます。）事業細則別表第1「共済契約の型」のうち、G1200-1型、G1050-1型、G1000-1型、G500-1型またはB1200-1型の契約を締結している場合、同一の被共済者について、先進医療特約が付帯されている型の共済契約を締結することはできません。</p>
<p>（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）</p> <p>第15条 規約第45条（基本契約共済金額）、第50条（災害死亡特約共済金額）、第69条（疾病入院特約共済金額）、第74条（疾病総合入院特約共済金額）、第80条（女性疾病総合入院特約共済金額）、第87条（災害入院特約共済金額）、第92条（女性災害入院特約共済金額）、および第110条（65日以上不担保入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>（1）死亡共済金額および重度障害共済金額</p> <p>発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済（以下、「終身共済」といいます。）、<u>および</u>学生総合共済【削除】と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>（2）疾病にかかる入院共済金額（疾病入院共済金額、疾病総合入院共済金額、女性疾病総合入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下、この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。）および災害に</p>	<p>（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）</p> <p>第15条 規約第45条（基本契約共済金額）、第50条（災害死亡特約共済金額）、第69条（疾病入院特約共済金額）、第74条（疾病総合入院特約共済金額）、第80条（女性疾病総合入院特約共済金額）、第87条（災害入院特約共済金額）、第92条（女性災害入院特約共済金額）、および第110条（65日以上不担保入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>（1）死亡共済金額および重度障害共済金額</p> <p>発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済（以下、「終身共済」といいます。）、【挿入】学生総合共済、<u>および全国大学生協共済生活協同組合連合会の実施する短期生命共済（ただし、本条においては、2022年（令和4年）4月1日以降に発効した契約に限ります。）</u>と通算して死亡共済金額（災害死亡共済金を含みます。）および重度障害共済金額（災害重度障害共済金を含みます。）それぞれ1,000万円とします。</p> <p>（2）疾病にかかる入院共済金額（疾病入院共済金額、疾病総合入院共済金額、女性疾病総合入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下、この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。）および災害に</p>

新条文	旧条文
<p>かかる入院共済金額（災害入院共済金額、女性災害入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下、この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。）</p> <p>定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ23,000円とします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>かかる入院共済金額（災害入院共済金額、女性災害入院共済金額および65日以上不担保入院共済金額。以下、この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。）</p> <p>定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額それぞれ23,000円とします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い）</p> <p>第16条 〔中略〕</p> <p>2. 規約第8条（被共済者の範囲）第2項の規定に加え、先進医療型の共済契約において、共済期間の満了日の翌日において被共済者が別表第1「共済契約の型」第<u>2</u>項に定める更新・更改可能年齢の範囲内である場合は、共済契約者は共済契約を更新することができます。</p>	<p>（被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い）</p> <p>第16条 〔中略〕</p> <p>2. 規約第8条（被共済者の範囲）第2項の規定に加え、先進医療型の共済契約において、共済期間の満了日の翌日において被共済者が別表第1「共済契約の型」第<u>3</u>項に定める更新・更改可能年齢の範囲内である場合は、共済契約者は共済契約を更新することができます。</p>
<p>（移行契約）</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>2. 共済契約者は、被共済者について、学生総合共済事業規約第<u>7</u>条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同 〔削除〕 第2項および第4項に定める年齢の範囲外となり、<u>生命共済の契約に変更しようとする場合には、学生総合共済の契約について解約または満了すると同時に生命共済の契約を締結することができます。</u></p> <p>〔中略〕</p>	<p>（移行契約）</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>2. 共済契約者は、被共済者について、学生総合共済事業規約第<u>8</u>条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同<u>条</u>第2項および第4項に定める年齢の範囲外となり 〔挿入〕 生命共済の契約に変更しようとする場合には、学生総合共済の契約について解約または満了すると同時に生命共済の契約を締結することができます。</p> <p>〔中略〕</p>

新条文	旧条文
<p>〔削除〕</p> <p>4. 前3項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</p> <p>5. 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p>6. 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日まで払い込まなければなりません。なお、規約第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p>7. 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。ただし、第3項〔削除〕の移行契約においては、本項は適用しません。</p> <p>8. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p>	<p><u>4. 共済契約者は、被共済者について、全国大学生協共済生活協同組合連合会が実施する短期生命共済事業規約に定める被共済者の範囲である「学生」でなくなり、生命共済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時に生命共済の契約を締結することができます。ただし、2020年（令和2年）5月15日規約一部改正が適用されている共済契約は、第2項の規定に準じます。</u></p> <p>5. 前4項の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</p> <p>6. 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p>7. 共済契約者は移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日まで払い込まなければなりません。なお、規約第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p>8. 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。ただし、第3項および第4項の移行契約においては、本項は適用しません。</p> <p>9. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p>

新条文	旧条文
<p><u>9.</u> この会は、移行契約において、第27条（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。ただし、第3項【削除】の移行契約について、共済金の支払いにあたっては【削除】規約第15条（共済契約申込みの諾否）第4項に定める「新規契約」として取り扱います。</p>	<p><u>10.</u> この会は、移行契約において、第27条（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。ただし、第3項<u>および第4項</u>の移行契約について、共済金の支払いにあたっては<u>生命共済事業</u>規約第15条（共済契約申込みの諾否）第4項に定める「新規契約」として取り扱います。</p>
<p>（歳満期型契約に変更すると同時に締結する先進医療型の共済契約）</p> <p>第19条 生命共済の契約の共済期間の中途または満了後に歳満期型契約に変更すると同時に、先進医療型の共済契約を締結する場合で、変更前の生命共済の契約に先進医療特約を付帯しているときは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>（1）第8条（条件付加入制度）の規定により、変更前の生命共済の契約に付帯している先進医療特約に付されている所定の条件は、先進医療型の共済契約にも付されるものとし、条件を付す期間については、変更前の生命共済の契約において先進医療特約を付帯した申込日から起算します。</p> <p>（2）前条第<u>5</u>項、第<u>6</u>項、第<u>7</u>項の「移行契約」を「先進医療型の共済契約」と、「移行前の契約」とあるのを「変更前の生命共済の契約」と、「移行」とあるのを「先進医療型の共済契約の締結」と読み替え、適用します。</p>	<p>（歳満期型契約に変更すると同時に締結する先進医療型の共済契約）</p> <p>第19条 生命共済の契約の共済期間の中途または満了後に歳満期型契約に変更すると同時に、先進医療型の共済契約を締結する場合で、変更前の生命共済の契約に先進医療特約を付帯しているときは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>（1）第8条（条件付加入制度）の規定により、変更前の生命共済の契約に付帯している先進医療特約に付されている所定の条件は、先進医療型の共済契約にも付されるものとし、条件を付す期間については、変更前の生命共済の契約において先進医療特約を付帯した申込日から起算します。</p> <p>（2）前条第<u>6</u>項、第<u>7</u>項、第<u>8</u>項の「移行契約」を「先進医療型の共済契約」と、「移行前の契約」とあるのを「変更前の生命共済の契約」と、「移行」とあるのを「先進医療型の共済契約の締結」と読み替え、適用します。</p>

新条文	旧条文
<p>(3) 第 28 条 (更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い) 第 1 項第 <u>1</u> 号の「更新前もしくは更改前または中途変更前の共済契約」を「変更前の生命共済の契約」と読み替え、適用します。</p>	<p>(3) 第 28 条 (更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い) 第 1 項第 <u>1</u> 号の「更新前もしくは更改前または中途変更前の共済契約」を「変更前の生命共済の契約」と読み替え、適用します。</p>
<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い) 第27条 この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う保障を契約しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。なお、学生総合共済【削除】における重度後遺障害共済金は生命共済における災害死亡特約の災害重度障害共済金ならびに女性災害死亡特約の女性災害重度障害共済金と同種とみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い) 第27条 この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う保障を契約しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、同条を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。なお、学生総合共済および短期生命共済（第18条（移行契約）第2項によるものに限ります。）における重度後遺障害共済金は生命共済における災害死亡特約の災害重度障害共済金ならびに女性災害死亡特約の女性災害重度障害共済金と同種とみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い) 第28条 規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更をした契約における共済金支払</p>	<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い) 第28条 規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更をした契約における共済金支払</p>

新条文	旧条文
<p>いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 更新前もしくは更改前または中途変更前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。ただし、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約が学生総合共済【削除】の場合は、その発効日から起算して共済金を支払います。</p> <p>(2) 前号に当てはまらない部分については、更新もしくは更改または中途変更の申込日から起算して共済金を支払います。</p> <p>【中略】</p> <p>4. 被共済者がこども共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第2項、学生総合共済事業規約第7条（被共済者の範囲）第2項【削除】および第4項【削除】に定める年齢の範囲外、または学生総合共済事業規約第7条（被共済者の範囲）第1項【削除】に定める「学生」でなくなり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、生命共済の契約に移行【削除】し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をとまなう場合には、この会は、その共済金額の増額分または新たな特約部分について、規約第47条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第71条（疾病入院共済金）第2項、第72条（疾病長期入院共済金）第2項、第77条（疾病総合入院共済金）第2項、第78条（疾病総合長期入院共済金）第2項、第84条（女性疾病総合入院共済金）第2項、第85条（女</p>	<p>いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 更新前もしくは更改前または中途変更前の契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。ただし、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約が学生総合共済<u>または短期生命共済（第18条（移行契約）第2項によるものに限ります。）</u>の場合は、その発効日から起算して共済金を支払います。</p> <p>(2) 前号に当てはまらない部分については、更新もしくは更改または中途変更の申込日から起算して共済金を支払います。</p> <p>【中略】</p> <p>4. 被共済者がこども共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第2項、学生総合共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第2項、【挿入】第4項、<u>および短期生命共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第2項</u>に定める年齢の範囲外、または学生総合共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項<u>および短期生命共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項</u>に定める「学生」でなくなり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、生命共済の契約に移行<u>（ただし、短期生命共済からの移行については、第18条（移行契約）第2項によるものに限ります。）</u>し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をとまなう場合には、この会は、その共済金額の増額分または新たな特約部分について、規約第47条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項第2号、第71条（疾病入院共</p>

新条文	旧条文
<p>性疾病総合長期入院共済金)第2項、第118条(手術共済金(2022年8月31日以前に受けた手術))第2項、第119条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))第3項、第124条(女性特定疾病総合入院共済金)第2項、第134条(疾病先進医療共済金)第2項および第136条(先進医療一時金)第3項の規定を適用しないことができます。</p>	<p>済金)第2項、第72条(疾病長期入院共済金)第2項、第77条(疾病総合入院共済金)第2項、第78条(疾病総合長期入院共済金)第2項、第84条(女性疾病総合入院共済金)第2項、第85条(女性疾病総合長期入院共済金)第2項、第118条(手術共済金(2022年8月31日以前に受けた手術))第2項、第119条(手術共済金(2022年9月1日以降に受けた手術))第3項、第124条(女性特定疾病総合入院共済金)第2項、第134条(疾病先進医療共済金)第2項および第136条(先進医療一時金)第3項の規定を適用しないことができます。</p>
<p><u>(家族死亡特約における子の範囲)</u> <u>第51条 規約第129条(家族死亡共済金および家族重度障害共済金)第4項における「被共済者または被共済者の配偶者のいずれかが扶養する、または同居する、被共済者の子または被共済者の配偶者の子」には、被共済者または被共済者の配偶者が妊娠している、妊娠22週以降の胎児を含みます。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、女性災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、家族死亡特約共済金額の適用)</p> <p>第52条 〔中略〕</p> <p>3. 生命共済の契約への移行の申込みについて、次の各号のうち第2号に定める金額が第1号に定める金額を上回る場合は、前項に定める「共済金額を増額する契約の申込み」にあたるものとします。</p> <p>(1) 移行前のこども共済の契約に付帯していた手術特約の共済金額に、こども共済事業規約別表第5「手術支払倍率表」で定める倍率を乗じた金額、または移行前</p>	<p>(基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、女性災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、家族死亡特約共済金額の適用)</p> <p>第51条 〔中略〕</p> <p>3. 生命共済の契約への移行の申込みについて、次の各号のうち第2号に定める金額が第1号に定める金額を上回る場合は、前項に定める「共済金額を増額する契約の申込み」にあたるものとします。</p> <p>(1) 移行前のこども共済の契約に付帯していた手術特約の共済金額に、こども共済事業規約別表第5「手術支払倍率表」で定める倍率を乗じた金額、または移行前</p>

新条文	旧条文
<p>の学生総合共済 〔削除〕 の契約における手術共済金額</p> <p>(2) 生命共済の契約に付帯している手術特約の共済金額に、〔削除〕 規約別表第5「手術支払倍率表」で定める倍率を乗じた金額</p>	<p>の学生総合共済 <u>および短期生命共済（第18条（移行契約）第2項によるものに限ります。）</u> の契約における手術共済金額</p> <p>(2) 生命共済の契約に付帯している手術特約の共済金額に、<u>生命共済事業</u>規約別表第5「手術支払倍率表」で定める倍率を乗じた金額</p>
<p>(入院に関する各特約共済金額の適用)</p> <p>第53条 〔中略〕</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故等が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故等を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第89条（災害入院共済金）第1項、第96条（女性災害入院共済金）第1項および第113条（65日以上不担保入院共済金）第1項における各特約共済金額は、不慮の事故等発生時における契約の共済金額とします。なお、規約第71条（疾病入院共済金）第12項第2号、第77条（疾病総合入院共済金）第11項第2号、第84条（女性疾病総合入院共済金）第11項第2号および第113条（65日以上不担保入院共済金）第7項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故等が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故等を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第90条（災害長期入院共済金）第1項および第97条（女性災害長期入院共済金）第1項</p>	<p>(入院に関する各特約共済金額の適用)</p> <p>第52条 〔中略〕</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故等が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故等を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第89条（災害入院共済金）第1項、第96条（女性災害入院共済金）第1項および第113条（65日以上不担保入院共済金）第1項における各特約共済金額は、不慮の事故等発生時における契約の共済金額とします。なお、規約第71条（疾病入院共済金）第11項第2号、第77条（疾病総合入院共済金）第10項第2号、第84条（女性疾病総合入院共済金）第10項第2号および第113条（65日以上不担保入院共済金）第7項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故等が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故等を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第90条（災害長期入院共済金）第1項および第97条（女性災害長期入院共済金）第1項</p>

新条文	旧条文
<p>における各特約共済金額は、不慮の事故等発生時における契約の共済金額とします。なお、規約第72条（疾病長期入院共済金）第6項、第78条（疾病総合長期入院共済金）第6項および第85条（女性疾病総合長期入院共済金）第6項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>	<p>における各特約共済金額は、不慮の事故等発生時における契約の共済金額とします。なお、規約第72条（疾病長期入院共済金）第5項、第78条（疾病総合長期入院共済金）第5項および第85条（女性疾病総合長期入院共済金）第5項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>
<p>（災害通院特約共済金額および女性災害通院特約共済金額の適用） 第54条〔以下略〕</p>	<p>（災害通院特約共済金額および女性災害通院特約共済金額の適用） 第53条〔以下略〕</p>
<p>（身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例） 第55条〔以下略〕</p>	<p>（身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例） 第54条〔以下略〕</p>
<p>（入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例） 第56条〔以下略〕</p>	<p>（入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例） 第55条〔以下略〕</p>
<p>（入院中に共済契約が消滅した場合の特例） 第57条〔以下略〕</p>	<p>（入院中に共済契約が消滅した場合の特例） 第56条〔以下略〕</p>
<p>（外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い） 第58条〔以下略〕</p>	<p>（外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い） 第57条〔以下略〕</p>
<p>（感染症における事故日の取扱い） 第59条〔以下略〕</p>	<p>（感染症における事故日の取扱い） 第58条〔以下略〕</p>
<p>（契約者割戻金の割り当て） 第60条〔以下略〕</p>	<p>（契約者割戻金の割り当て） 第59条〔以下略〕</p>
<p>（据置割戻金に対する利息） 第61条〔以下略〕</p>	<p>（据置割戻金に対する利息） 第60条〔以下略〕</p>
<p>（契約者割戻金の支払方法） 第62条 規約第139条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払い</p>	<p>（契約者割戻金の支払方法） 第61条 規約第139条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払い</p>

新条文	旧条文
<p>ます。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第66条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>ます。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第65条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約における契約者割戻金の支払い）</p> <p>第63条 〔以下略〕</p>	<p>（歳満期型契約に付帯する先進医療型の共済契約における契約者割戻金の支払い）</p> <p>第62条 〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第64条 〔以下略〕</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第63条 〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の手続き）</p> <p>第65条 〔以下略〕</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の手続き）</p> <p>第64条 〔以下略〕</p>
<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）</p> <p>第66条 〔以下略〕</p>	<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）</p> <p>第65条 〔以下略〕</p>
<p>（重複の回避）</p> <p>第67条 第64条（電磁的方法による共済契約の申込み）に定める共済契約の申込みが規約第13条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第64条を適用します。</p> <p>2. 第65条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第10条（共済金受取人）第</p>	<p>（重複の回避）</p> <p>第66条 第63条（電磁的方法による共済契約の申込み）に定める共済契約の申込みが規約第13条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第63条を適用します。</p> <p>2. 第64条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第10条（共済金受取人）第</p>

新条文	旧条文
<p>5項および第11条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第42条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第65条を適用します。</p>	<p>5項および第11条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第42条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第64条を適用します。</p>
<p>（共同引受制度での適用日の取扱い） 第68条 【以下略】</p>	<p>（共同引受制度での適用日の取扱い） 第67条 【以下略】</p>
<p>（改 廃） 第69条 【以下略】</p>	<p>（改 廃） 第68条 【以下略】</p>
<p style="text-align: center;">付 則 <u>（2023年（令和5年）5月29日細則一部改正）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1. この細則は2023年9月1日より施行します。</u></p>	<p style="text-align: center;">【新設】</p>
<p>別表第1 共済契約の型</p> <p>1. 発効時の年齢が満65歳未満の共済契約の型</p> <p>発効時の年齢が満65歳未満の場合の共済契約の型は以下のとおりです。</p> <p>（1）300型、400型、700型、さいたま1000型、1700型、2700型、3900型、C1000型、C1600型、W1000型、W2000-1型、W2000-2型、V4000-1型およびV4000-2型（これらの共済契約の型を総称し、この細則において「募集停止した型」といいます。）については、満了する共済契約と同一内容による更新の申込みのみおこなうことができます。</p> <p>（2）前号にかかわらず、V4000-2型はV4000-1型に、W2000-2型はW2000-1型への中途変更の申込みをおこなうことができます。</p>	<p>別表第1 共済契約の型</p> <p>1. 発効時の年齢が満65歳未満の共済契約の型</p> <p>発効時の年齢が満65歳未満の場合の共済契約の型は以下のとおりです。</p> <p>（1）300型、400型、700型、さいたま1000型、1700型、2700型、3900型、C1000型、C1600型、W1000型、W2000-1型、W2000-2型、V4000-1型およびV4000-2型（これらの共済契約の型を総称し、この細則において「募集停止した型」といいます。）については、満了する共済契約と同一内容による更新の申込みのみおこなうことができます。</p> <p>（2）前号にかかわらず、V4000-2型はV4000-1型に、W2000-2型はW2000-1型への中途変更の申込みをおこなうことができます。</p>

新条文							旧条文																																																																																										
<p>(3) 規約第3条(特約等の付帯と共済契約の型)第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</p> <p>~~~~~中略~~~~~</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共済契約の型</th> <th colspan="2">2000-1型(男性)</th> <th colspan="2">2000-1型(女性)</th> <th colspan="2">2000-2型(男性)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済掛金額</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td colspan="2">2,100円</td> </tr> <tr> <td>加入可能年齢の範囲(注1)</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> </tr> <tr> <td>更新・更改可能年齢の範囲(注2)</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> </tr> <tr> <th>保障内容</th> <th>口数</th> <th>共済金額</th> <th>口数</th> <th>共済金額</th> <th>口数</th> <th>共済金額</th> </tr> <tr> <td>基本契約</td> <td>100</td> <td>100万円</td> <td>100</td> <td>100万円</td> <td>100</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>~~~~~以下略~~~~~</p> <p>(注)</p> <p>1. 「加入可能年齢の範囲」とは、それぞれの共済契約の型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p>2. 「更新・更改可能年齢の範囲」および「更新可能年齢の範囲」とは、既に締結している共済契約において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。なお、募集停止した型は、更新・更改可能年齢の下限に満たない場合でも募集停止した型以外の型へ更改をおこなうことができます。また、募集停止した型から募集停止した型以外の型に更改した共済契約および、第3項の規定に基づく共済契約の型の変更により締結した共済契約は、第16条(被共済者の年齢による</p>							共済契約の型	2000-1型(男性)		2000-1型(女性)		2000-2型(男性)		共済掛金額	2,000円		2,000円		2,100円		加入可能年齢の範囲(注1)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		更新・更改可能年齢の範囲(注2)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	基本契約	100	100万円	100	100万円	100	100万円	<p>(3) 規約第3条(特約等の付帯と共済契約の型)第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</p> <p>~~~~~中略~~~~~</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共済契約の型</th> <th colspan="2">2000-1型(男性)</th> <th colspan="2">2000-1型(女性)</th> <th colspan="2">2000-2型(男性)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済掛金額</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td colspan="2">2,100円</td> </tr> <tr> <td>加入可能年齢の範囲(注1)</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> </tr> <tr> <td>更新・更改可能年齢の範囲(注2)</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> <td colspan="2">満20～満64歳</td> </tr> <tr> <th>保障内容</th> <th>口数</th> <th>共済金額</th> <th>口数</th> <th>共済金額</th> <th>口数</th> <th>共済金額</th> </tr> <tr> <td>基本契約</td> <td>100</td> <td>100万円</td> <td>100</td> <td>100万円</td> <td>100</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>~~~~~以下略~~~~~</p> <p>(注)</p> <p>1. 「加入可能年齢の範囲」とは、それぞれの共済契約の型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p>2. 「更新・更改可能年齢の範囲」および「更新可能年齢の範囲」とは、既に締結している共済契約において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。なお、募集停止した型は、更新・更改可能年齢の下限に満たない場合でも募集停止した型以外の型へ更改をおこなうことができます。また、募集停止した型から募集停止した型以外の型に更改した共済契約および、第4項の規定に基づく共済契約の型の変更により締結した共済契約は、第16条(被共済者の年齢による</p>							共済契約の型	2000-1型(男性)		2000-1型(女性)		2000-2型(男性)		共済掛金額	2,000円		2,000円		2,100円		加入可能年齢の範囲(注1)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		更新・更改可能年齢の範囲(注2)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳		保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	基本契約	100	100万円	100	100万円	100	100万円
共済契約の型	2000-1型(男性)		2000-1型(女性)		2000-2型(男性)																																																																																												
共済掛金額	2,000円		2,000円		2,100円																																																																																												
加入可能年齢の範囲(注1)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳																																																																																												
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳																																																																																												
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額																																																																																											
基本契約	100	100万円	100	100万円	100	100万円																																																																																											
共済契約の型	2000-1型(男性)		2000-1型(女性)		2000-2型(男性)																																																																																												
共済掛金額	2,000円		2,000円		2,100円																																																																																												
加入可能年齢の範囲(注1)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳																																																																																												
更新・更改可能年齢の範囲(注2)	満20～満64歳		満20～満64歳		満20～満64歳																																																																																												
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額																																																																																											
基本契約	100	100万円	100	100万円	100	100万円																																																																																											

新条文	旧条文																																													
<p>共済契約の更新の取扱い) 第1項の規定にかかわらず更新・更改可能年齢の下限に満たない場合でも、基本契約の同額範囲内で更新または更改、ならびに中途変更をおこなうことができます。</p> <p>〔削除〕</p>	<p>共済契約の更新の取扱い) 第1項の規定にかかわらず更新・更改可能年齢の下限に満たない場合でも、基本契約の同額範囲内で更新または更改、ならびに中途変更をおこなうことができます。</p> <p><u>2. 発効時の年齢が満65歳以上70歳未満の共済契約の型</u></p> <p><u>発効時の年齢が満65歳以上満70歳未満の場合の共済契約の型は以下のとおりです。</u></p> <p><u>なお、S1200型およびS3000型については、満了する共済契約と同一内容による更新の申し込みのみおこなうことができます。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 670 1892 1268"> <thead> <tr> <th>共済契約の型</th> <th colspan="2">S1200 型</th> <th colspan="2">S3000 型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済掛金額</td> <td colspan="2">1,200 円</td> <td colspan="2">3,000 円</td> </tr> <tr> <td>加入可能年齢の範囲 (注1)</td> <td colspan="2">満 65～69 歳</td> <td colspan="2">満 65～69 歳</td> </tr> <tr> <td>更新可能年齢の範囲 (注2)</td> <td colspan="2">満 65～69 歳</td> <td colspan="2">満 65～69 歳</td> </tr> <tr> <th>保障内容</th> <th>口数</th> <th>共済金額</th> <th>口数</th> <th>共済金額</th> </tr> <tr> <td>基本契約</td> <td>30</td> <td>30 万円</td> <td>60</td> <td>60 万円</td> </tr> <tr> <td>疾病入院特約</td> <td>10</td> <td>1,000 円</td> <td>30</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>災害入院特約</td> <td>10</td> <td>1,000 円</td> <td>30</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>住宅災害共済</td> <td>1</td> <td>1・5・10 万円</td> <td>1</td> <td>1・5・10 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注)</u></p> <p><u>1. 「加入可能年齢の範囲」とは、それぞれの共済契約の型においてあらたに被共</u></p>	共済契約の型	S1200 型		S3000 型		共済掛金額	1,200 円		3,000 円		加入可能年齢の範囲 (注1)	満 65～69 歳		満 65～69 歳		更新可能年齢の範囲 (注2)	満 65～69 歳		満 65～69 歳		保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	基本契約	30	30 万円	60	60 万円	疾病入院特約	10	1,000 円	30	3,000 円	災害入院特約	10	1,000 円	30	3,000 円	住宅災害共済	1	1・5・10 万円	1	1・5・10 万円
共済契約の型	S1200 型		S3000 型																																											
共済掛金額	1,200 円		3,000 円																																											
加入可能年齢の範囲 (注1)	満 65～69 歳		満 65～69 歳																																											
更新可能年齢の範囲 (注2)	満 65～69 歳		満 65～69 歳																																											
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額																																										
基本契約	30	30 万円	60	60 万円																																										
疾病入院特約	10	1,000 円	30	3,000 円																																										
災害入院特約	10	1,000 円	30	3,000 円																																										
住宅災害共済	1	1・5・10 万円	1	1・5・10 万円																																										

新条文	旧条文																																				
<p><u>2.</u> 歳満期型契約に付帯して締結することのできる共済契約の型</p> <p>歳満期型契約に付帯して締結することのできる共済契約の型は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="331 571 1064 917"> <tr> <td>共済契約の型</td> <td colspan="2">先進医療型</td> </tr> <tr> <td>共済掛金額</td> <td colspan="2">100 円</td> </tr> <tr> <td>加入可能年齢の範囲（注1）</td> <td colspan="2">満 65～満 70 歳</td> </tr> <tr> <td>更新・更改可能年齢の範囲（注2）</td> <td colspan="2">満 65～満 84 歳</td> </tr> <tr> <td>保障内容</td> <td>口数</td> <td>共済金額</td> </tr> <tr> <td>先進医療特約</td> <td>10</td> <td>最高 1,000 万円</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>1. 「加入可能年齢の範囲」とは、先進医療型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p>2. 「更新・更改可能年齢の範囲」とは、既に締結している先進医療型において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p><u>3.</u> 2022年9月1日における共済契約の型の変更</p> <p>2022年9月1日時点で効力を有する以下の「変更前の共済契約の型」の契約については、2022年9月1日をもって、「変更後</p>	共済契約の型	先進医療型		共済掛金額	100 円		加入可能年齢の範囲（注1）	満 65～満 70 歳		更新・更改可能年齢の範囲（注2）	満 65～満 84 歳		保障内容	口数	共済金額	先進医療特約	10	最高 1,000 万円	<p><u>2.</u> 「更新可能年齢の範囲」とは、既に締結している共済契約の型において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p><u>3.</u> 歳満期型契約に付帯して締結することのできる共済契約の型</p> <p>歳満期型契約に付帯して締結することのできる共済契約の型は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1142 571 1874 917"> <tr> <td>共済契約の型</td> <td colspan="2">先進医療型</td> </tr> <tr> <td>共済掛金額</td> <td colspan="2">100 円</td> </tr> <tr> <td>加入可能年齢の範囲（注1）</td> <td colspan="2">満 65～満 70 歳</td> </tr> <tr> <td>更新・更改可能年齢の範囲（注2）</td> <td colspan="2">満 65～満 84 歳</td> </tr> <tr> <td>保障内容</td> <td>口数</td> <td>共済金額</td> </tr> <tr> <td>先進医療特約</td> <td>10</td> <td>最高 1,000 万円</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>1. 「加入可能年齢の範囲」とは、先進医療型においてあらたに被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p>2. 「更新・更改可能年齢の範囲」とは、既に締結している先進医療型において被共済者となることのできる契約年齢の範囲をいいます。</p> <p><u>4.</u> 2022年9月1日における共済契約の型の変更</p> <p>2022年9月1日時点で効力を有する以下の「変更前の共済契約の型」の契約については、2022年9月1日をもって、「変更後</p>	共済契約の型	先進医療型		共済掛金額	100 円		加入可能年齢の範囲（注1）	満 65～満 70 歳		更新・更改可能年齢の範囲（注2）	満 65～満 84 歳		保障内容	口数	共済金額	先進医療特約	10	最高 1,000 万円
共済契約の型	先進医療型																																				
共済掛金額	100 円																																				
加入可能年齢の範囲（注1）	満 65～満 70 歳																																				
更新・更改可能年齢の範囲（注2）	満 65～満 84 歳																																				
保障内容	口数	共済金額																																			
先進医療特約	10	最高 1,000 万円																																			
共済契約の型	先進医療型																																				
共済掛金額	100 円																																				
加入可能年齢の範囲（注1）	満 65～満 70 歳																																				
更新・更改可能年齢の範囲（注2）	満 65～満 84 歳																																				
保障内容	口数	共済金額																																			
先進医療特約	10	最高 1,000 万円																																			

新条文		旧条文	
<p>の共済契約の型」に変更します。なお、第15条（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）第1項第2号の規定および被共済者の年齢にかかわらず、共済期間を変更せずに共済契約の型の変更をすることができます。また、本項の規定により変更した共済契約においては、変更後においても付帯する疾病入院特約および災害入院特約と同額範囲内であれば、あらたに共済契約を更改することができます。</p>		<p>の共済契約の型」に変更します。なお、第15条（この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度）第1項第2号の規定および被共済者の年齢にかかわらず、共済期間を変更せずに共済契約の型の変更をすることができます。また、本項の規定により変更した共済契約においては、変更後においても付帯する疾病入院特約および災害入院特約と同額範囲内であれば、あらたに共済契約を更改することができます。</p>	
変更前の共済契約の型	変更後の共済契約の型	変更前の共済契約の型	変更後の共済契約の型
V1000型	告知緩和1000型	V1000型	告知緩和1000型
V2000-1型の男性	2000-1型（男性）	V2000-1型の男性	2000-1型（男性）
V2000-1型の女性	2000-1型（女性）	V2000-1型の女性	2000-1型（女性）
V2000-2型の男性	2000-2型（男性）	V2000-2型の男性	2000-2型（男性）
V2000-2型の女性	2000-2型（女性）	V2000-2型の女性	2000-2型（女性）
L2000-1型	2000-1型（女性）	L2000-1型	2000-1型（女性）
L2000-2型	2000-2型（女性）	L2000-2型	2000-2型（女性）
R3000-1型の男性	3000-1型（男性）	R3000-1型の男性	3000-1型（男性）
R3000-1型の女性	3000-1型（女性）	R3000-1型の女性	3000-1型（女性）
R3000-2型の男性	3000-2型（男性）	R3000-2型の男性	3000-2型（男性）
R3000-2型の女性	3000-2型（女性）	R3000-2型の女性	3000-2型（女性）
L3000-1型	3000-1型（女性）	L3000-1型	3000-1型（女性）
L3000-2型	3000-2型（女性）	L3000-2型	3000-2型（女性）
R4000-1型の男性	4000-1型（男性）	R4000-1型の男性	4000-1型（男性）
R4000-1型の女性	4000-1型（女性）	R4000-1型の女性	4000-1型（女性）
R4000-2型の男性	4000-2型（男性）	R4000-2型の男性	4000-2型（男性）
R4000-2型の女性	4000-2型（女性）	R4000-2型の女性	4000-2型（女性）

新条文		旧条文	
L 4000-1 型	4000-1 型 (女性)	L 4000-1 型	4000-1 型 (女性)
L 4000-2 型	4000-2 型 (女性)	L 4000-2 型	4000-2 型 (女性)